

【関係法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

笠岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、自ら廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 事業者は、使用する容器、包装について過剰包装等の回避に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理が困難とならず、環境の保全に配慮した製品、容器等の開発を行わなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（多量の一般廃棄物）

第12条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生じる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の多量の一般廃棄物の範囲は、1日の排出量がおおむね100キログラム以上のものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この数量未満であっても指示することができるものとする。

3 第1項の一般廃棄物は、破碎、圧縮等あらかじめ前処理に努め、搬入しなければならない。